

第46号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態による市民生活への影響に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
付 則 (令和元年12月に支給する副市長の期末手当に係る特例)	付 則 (令和元年12月に支給する副市長の期末手当に係る特例)
5 (略)	5 (略)
<u>6 給料の額は、第3条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、同条各号に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第4条及び第5条の規定の適用については、この限りでない。</u>	

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症により生じた事態による市民生活への影響に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市長、副市長及び教育長の給料月額を次のとおり減額する。

	減額割合	減額期間	改正案(減額後)	現行(減額前)
市長	5/100	令和2年7月1日～ 令和3年3月31日	1,007,950円	1,061,000円
副市長			840,750円	885,000円
教育長			695,400円	732,000円

※ この減額措置は、期末手当及び退職手当の額の算出には適用しない。

3 施行期日

令和2年7月1日